

令和5年第4回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和5年4月26日(水) 午後3時00分から午後3時35分まで
- 2 場所 大分市役所議会棟3階 第5委員会室
- 3 出席者 教育長 佐藤 光好  
二番委員 廣津留すみれ  
三番委員 古城 一  
四番委員 上杉 美穂子  
五番委員 古城 和敬  
\*二番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部教育監	野田 秀一
教育部次長	永田 浩貴
教育部次長兼教育総務課長	高田 隆秀
教育部次長兼学校施設課長	佐藤 祐一
学校教育課長	江隈 英明
体育保健課長	三島 浩昭
人権・同和教育課長	高橋 秀徳
社会教育課長	足立 美乃里
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	小池 桂子
美術振興課長	水田 美幸
教育総務課参事	額賀 寛

5 書記

教育総務課参事補	黒木 眞由美	教育総務課主幹	小田部 晶子
教育総務課主査	園田 哲也		

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

- (教議第33号) 教育財産の用途廃止について  
(教議第34号) 教育財産の取得の計画について  
(教議第35号) 教育財産の取得の計画について  
(教議第36号) 教育財産の取得の計画について  
(教議第37号) 教育財産の取得の計画について  
(教議第38号) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する協議について  
(教報議第4号) 大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について

(教報議第5号) 大分市学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱及び任命について

(教報議第6号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

①大分市立小学校教科用図書採択について

②大分市立小中学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和5年第4回大分市教育委員会を開会いたします。  
(午後3時00分 開会)

教育長 本日は、傍聴者の方がおられるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

教育長 本日は、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。

教育長 本日の署名委員を三番委員、四番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入ります。

教議第33号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 学校施設課長 教議第33号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本案は、駕野小学校の図工室として活用されております特別教室棟につきまして、既存校舎内で図工室としての機能を確保することが可能であることから、施設保有量の適正化を図り、施設の効率的な維持管理を行うため、当該特別教室棟を解体することについて、ご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第34号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第34号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

学校施設課長

本案は、大分市教育施設整備保全計画に基づく大分市立駕野小学校屋内運動場長寿命化改修工事に伴う増築部分の建物の取得の計画についてご決定をいただこうとするものであります。当該建物は、避難所としての防災機能の充実を図るため、屋内運動場に付帯する多目的トイレ棟を増築するものでございます。

増築部分の構造は、鉄骨造平家建、延床面積は、8.4平方メートル、取得予定年月日は、令和6年3月1日でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第35号「教育財産の取得の計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第35号「教育財産の取得の計画について」ご説明申し上げます。

学校施設課長

本案は、大分市教育施設整備保全計画に基づく大分市立植田小学校屋内運動場長寿命化改修工事に伴う増築部分の建物の取得の計画についてご決定をいただこうとするものであります。当該建物は、避難所としての防災機能の充実を図るため、屋内運動場に付帯する多目的ト





及び教育委員会の事務局職員等に補助執行させることについて、地方自治法の規定により、市長と協議するものでございます。

学校給食費の管理に関することにつきましては、教育長に事務が委任されているところですが、学校給食費の未納対応のうち、訴訟事務等については、市長の専属的な権限であるため、委任の対象外となっております。

今後、督促してもなお完納しない滞納事案に対しましては、法的措置等の必要な措置を執ることとしており、その訴訟事務等を行うに当たっては、教育部長及び教育委員会の事務局職員等に補助執行させることが、事務効率上の観点から適切であると考えられます。

以上のことにつきまして、市長と協議いたしたく、本委員会で審議の上、ご決定いただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などありませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教報議第4号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校教育課長

教報議第4号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市奨学生選考委員会における選考委員につきまして、一部の推薦団体における役員の改選に伴い、令和5年4月1日付けで、2名の委員を新たに委嘱及び任命いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱及び任命いたしました委員の任期は、前任の残任期間となっており、令和6年5月13日まででございます。



とにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長 それでは次に、教報議第6号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

社会教育課長 教報議第6号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代などに伴い、令和5年4月1日付けで、後任の委員を委嘱及び任命いたしましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱及び任命いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長 報告事項1点目「大分市立小学校教科用図書の採択について」ご報告申し上げます。

小学校教科用図書については、令和元年度の学習指導要領の改訂に伴う採択より4年が経過し、本年度が採択替えの年となります。

市町村立の小中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町村教育委員会にあり、平成22年度からは大分市が単独で教科書を採択する「単独採択」となり、これに伴って教科書採択の適正かつ公正な実施を図るため、「大分市教科用図書選定委員会設置要綱」を制定して



おります。

なお、採択事務を進めるに当たりましては、外部の声に左右されることのないように静謐な環境が保たれることが何より重要であります。

今回の大分市小学校教科用図書の採択につきましては、「大分市立小中学校用教科書採択事務経路」の手順に従って採択事務を進めていきます。

まず、B「県教育委員会」の事務についてでございますが、経路図内Aの「各教科書発行者」は、文部科学大臣の検定に合格しますと、その教科書を教科書見本本として、①のようにB「県教育委員会」に送付してまいります。県教育委員会は、その見本本をもとに、県下25会場にて、Cの「教科書展示会」を開催いたします。教科書展示会では、各教科書発行者から送付された見本本を、県や市町村教育委員会の指導主事や各学校の校長及び教職員はもとより、保護者や県民などが閲覧できるようにしております。大分市においても、市民の皆様が閲覧することができるように、6月16日から6月29日まで学校教育課及び大分市教育センターで展示会を開催することにしております。さらに、より多くの方が閲覧できるように、学校教育課においては展示会後も常設展示を行うようにしております。

また、県教育委員会は、(1)義務教育諸学校校長・教員、(2)専門的知識を有する職員、(3)学識経験者のうちから、県教育委員会が任命した委員で構成するDの「県教科用図書選定審議会」を設置いたします。この審議会に対して県教育委員会は、②のように教科書採択の在り方について諮問いたします。

県教科用図書選定審議会は、その役割や機能が専門的であり、かつ調査内容が膨大なため、Eにある専門調査員に③のように調査研究を依頼します。なお、調査員は、種目ごとに指導主事及び市町村教育委員会から推薦された各教科代表の教員を県教育委員会が任命します。

専門調査員は、県教科用図書選定審議会から示された「調査研究の観点」をもとに調査研究を行い、その結果を報告書にまとめて県教科

用図書選定審議会に提出し、④の報告をいたします。県教科用図書選定審議会では、その報告書をもとに慎重に審議を行い、⑤の建議を県教育委員会に対して行います。

県教育委員会は、建議をもとに「教科書選定資料」を作成し、Fの「大分市教育委員会」に送付し、その資料を活用して採択事務を進めるよう、⑥の指導・助言を行っております。

次に、F「大分市教育委員会」の事務についてでございますが、大分市教育委員会においては、Gの「大分市教科用図書選定委員会」を設置するとともに、大分市内の校長・教員からなるHの「調査研究員会」を設置し、⑧のように大分市の実態に即した調査研究を依頼します。大分市教科用図書選定委員会は、調査研究員会による⑨の報告や、県教育委員会から送付された選定資料などをもとに、教育委員会で採択する原案となる教科書を1種類選定します。

大分市教科用図書選定委員会で選定された教科ごとの教科用図書は、⑩のように大分市教育委員会に報告され、大分市教育委員会で審議の上、大分市で使用される教科書として採択されます。

その後、⑪のように県教育委員会に対して使用する教科書の注文数を申し込む「需要票」を提出することで、大分市で採択された教科書が報告され、9月1日の採択結果の公表をもって採択に関するすべての事務が終了することとなります。

以上が、基本的な教科書の採択手順です。

本市教育委員会といたしましては、この採択手順に従って採択事務を進めてまいります。教科書採択は、7月下旬の臨時教育委員会で行う予定にしておりますが、決定する際は、県の教科書選定資料や大分市教科用図書選定委員会の研究結果を参考にしながら、教科書の検討を行う必要があります。

そのため、5月及び6月の教育委員会終了後に教科書についての学習会を実施したいと考えているところであります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員 4年前の教科書採択事務経路の手順と同じと考えてよろしいのでしょうか。

学校教育課長 変更はございません。

委員 新年度、デジタル教科書が導入されるのであれば、この採択事務の経路が変わってくるのではないかと思い、質問いたしました。

学校教育課 デジタル教科書につきましては、学習会の際にご説明いたします。

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長 報告事項2点目「大分市立小中学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について」ご報告申し上げます。

大分市立小学校及び中学校、義務教育学校における新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、令和5年4月1日から変更いたしました。

1「基本的な感染症対策について」でございますが、令和5年3月17日付けで文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されたことに伴い、「大分市立学校新型コロナウイルス感染症対策と教育活動に関するガイドライン」をバージョン4に改定し、4月からは、本ガイドラインに基づき、各学校において感染症対策を実施しているところでございます。

主な変更点3点のうち、1点目は、県の感染状況の評価、いわゆる「レベル」に応じた学校の行動基準の廃止でございます。例えば、これまでは「レベル2以上で同居家族の発熱等がみられた場合も出席停止」としていたところを、レベルではなく「大分市の感染状況」を鑑みて対応することとしております。

2点目は、マスクの着用についてでございます。「学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とし、教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすることとしております。

3点目は、学校において感染者が発生した場合の対応及び「臨時休

業」の対応についての変更でございます。

2「臨時休業について」をご覧ください。

臨時休業の判断につきまして、これまでは、学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合に当該学級の臨時休業、いわゆる「学級閉鎖」を実施しておりましたが、4月からは「学級内で感染が広がっている可能性が高い場合」に学級閉鎖を実施することといたしました。同一の学級で新型コロナウイルスの感染が確認され、「感染者」及び「発熱や咽頭痛、咳などの症状を有する者」が、学級の人数の2割程度となった場合に、学級閉鎖の検討を行い、その結果、「学級内で感染がさらに広がる可能性が高い場合」には、教育委員会と協議し、学級閉鎖を行うこととしております。なお、学級閉鎖の期間は、「学級の最終接触日」の翌日より、5日目まで」としております。

最後に、3「今後の国の動きについて」でございますが、5月8日には、新型コロナウイルス感染症の5類への移行が予定されており、文部科学省におきましても、5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症について、インフルエンザと同様に「学校において予防すべき感染症の種類」の「第二種」に位置付けられる予定でございます。

児童生徒が感染した場合の、出席停止の期間につきましては、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで」とされる予定でございます。

また、授業や学校行事等の教育活動につきましては、引き続き、地域の感染状況に応じて柔軟に対応しながら感染症対策を徹底し、子どもたちの健やかな学びを保障していくよう努めてまいります。なお、修学旅行につきましては、5月14日日曜日から新型コロナウイルス感染症拡大前と同様に実施する予定でございます。

以上でございます。

教育長  
全委員  
教育長

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

次長兼

5月の教育委員会等の日程につきまして調整をお願いいたします。

教育総務課長

5月31日水曜日午後3時から定例教育委員会を第2庁舎6階の教育委員室にて開催いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。なお、臨時の教育委員会は、5月8日月曜日午後4時20分から教育委員室で開催いたします。

その他の予定でございますが、大分県市町村教育委員会連合会の総会が5月23日火曜日午後1時から九重町の九重文化センターにて開催となっております。後ほど、改めてご連絡いたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時35分 閉会)